

# 桑名市新型インフルエンザ等対策行動計画

令和3年1月改訂

平成21年策定

桑 名 市

## 目 次

I	はじめに	2
II	新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針	3
II-1	新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略	3
II-2	新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方	4
II-3	被害想定	4
II-4	新型インフルエンザ等対策実施上の留意点	6
II-5	発生段階	7
II-6	新型インフルエンザ等対策推進のための役割分担	9
II-7	予防接種について	10
II-8	行動計画の主要6項目について	14
III	各段階における対策	24
III-1	未発生期	25
III-2	県内未発生期	28
III-3	県内発生早期	30
III-4	県内感染期	32
III-5	小康期	35

# I はじめに

## (新型インフルエンザ等の概要)

新型インフルエンザ等の新たな感染症（以下「新型インフルエンザ等」という。）は、毎年流行している季節性のインフルエンザとは異なりほとんどの人がウイルスに対する免疫（抵抗力）を持っていません。

このため、一度発生すると感染は急速に拡大し、世界的大流行（パンデミック）となり大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されています。

## (発生前からの対策が重要)

新型インフルエンザ等の発生を阻止することや、発生の時期を正確に予測することは、現在の科学技術では困難です。また、発生すると短期間でパンデミックを引き起こすおそれがあることを考えると、発生前から地域での感染（まん延）を想定した具体的な対策を進めておくことが重要です。

## (計画の対象とする感染症)

新型インフルエンザに加え、平成25年4月に施行された新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「特措法」という。）に基づき、新型インフルエンザと同様の危険性のある新感染症も対象とします。また、令和2年3月に施行された新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の主旨を鑑み、新型コロナウイルスについても、計画の対象感染症とします。

## (関係機関、市民等の協力)

新型インフルエンザ等の対策を推進するためには、国や県など公的機関はもちろん、医療機関や医療関係団体をはじめとした関係機関をはじめ、ライフラインを担う事業者の協力が不可欠です。また、市民をはじめ一般の事業者も職場や学校、家庭での日常的な感染予防に努めていただくことも重要です。

## (計画の見直し)

今後は、この計画に基づき、新型インフルエンザ等対策を推進するとともに、関係者の意見・提案を踏まえ、適宜見直しを行っていきます。

## Ⅱ 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

### Ⅱ－１ 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略

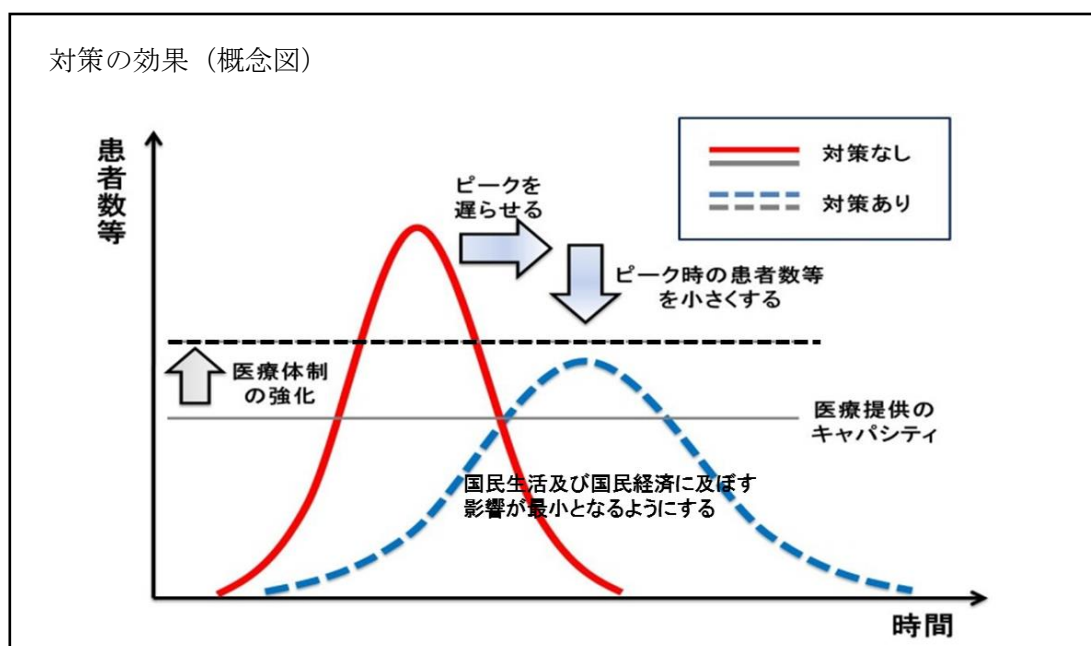
次の２点を主たる目的として対策を講じることとします。

#### １ 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する。

- ・ 感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療体制等を整備するための時間を確保します。
- ・ 流行のピーク時の患者数をなるべく少なくして医療体制への負荷を軽減します。
- ・ 医療体制の強化を図り、患者数が医療提供の限界を超えないようにするとともに、適切な医療の提供により、重症者や死亡者数を減らします。

#### ２ 市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

- ・ 事業継続計画等の作成・実施等により、市民生活及び経済に及ぼす影響が最小となるよう、努めます。



## Ⅱ－２ 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方

### 1 病原性等の程度に応じた対策の実施

新型インフルエンザ等対策は、発生の段階や状況の変化に応じて柔軟に対応していく必要があります。そのため、桑名市新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「行動計画」という。）に基づき、新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつも、発生した感染症の特性を踏まえて、対策を講じます。

### 2 状況に応じた対策の切り替え

発生前の段階では、発生後を見据えた体制の構築や市民に対する啓発等を行うことにより、周到な準備を進めます。

また、病原性・感染力等に関する情報が限られている場合には、これらが高い場合を想定した強力な対策を実施しますが、情報が得られ次第、適切な対策へと切り替えます。

なお、状況の進展に応じて、対策の効果を検証し、有効性の低下した対策については、縮小・中止を図るなどの見直しを行います。

## Ⅱ－３ 被害想定

### 1 被害想定の方

- ・ 新型インフルエンザ等の流行規模は、病原体側の要因（出現した新型インフルエンザウイルス等の病原性や感染力等）や宿主側の要因（人の免疫の状態等）、社会環境など多くの要素に左右されます。また、病原性についても高いものから低いものまで様々な場合がありますが、その発生の時期も含め、事前に被害規模等を正確に予測することは不可能です。
- ・ 国の推計では、ワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等による介入の影響（効果）、現在の我が国の医療体制、衛生状況等を一切考慮していないことに留意する必要があります。

### 2 感染規模等の想定

現時点における科学的知見や過去に世界で大流行したインフルエンザのデータを参考に国が示している想定を用いると、桑名市の被害規模等は次のように想定されます。

## 【患者の発生状況等】

### (1) 医療機関を受診する患者数（全人口の25%が患する場合）

- ・約27,744人（人口比19.5%）～約14,512人（同10.2%）と推計されます。

### (2) 入院患者数及び死亡者数（患者数約27,744人の場合）

#### ① 中等度（アジア・インフルエンザ並みの致命率0.53%）の場合

- ・入院患者数：上限約570人（人口比0.4%）
- ・死亡者数：上限約142人（人口比0.1%）

#### ② 重度（スペイン・インフルエンザ並みの致命率2.0%）の場合

- ・入院患者数：上限約2,277人（人口比1.6%）
- ・死亡者数：上限約712人（人口比0.5%）

### (3) 入院患者の発生分布（全人口の25%が患し、流行が8週間続く場合）

#### ① 中等度の場合

- ・1日当たりの最大入院患者数は142人（流行発生から5週目。人口比0.1%）

#### ② 重度の場合

- ・1日当たりの最大入院患者数は427人（人口比0.3%）

## 【社会への影響に関する想定】

- ・市民の25%が流行期間（約8週間）にピークを作りながら順次り患します。
- ・り患者は1週間から10日間程度症状を有し、欠勤します。
- ・り患した従業員の大部分は、一定の欠勤期間後、治癒し（免疫を得て）、職場に復帰します。

- ・ピーク時（約2週間）に従業員が発症して欠勤する割合は、多く見積もって5%程度と考えられますが、従業員自身のり患のほか、むしろ家族の世話、看護等（学校・保育施設等の臨時休業や、一部の福祉サービスの縮小、家庭での療養などによる。）のため、出勤が困難となる者、不安により出勤しない者がいることを見込み、ピーク時（約2週間）には従業員の最大40%程度が欠勤するケースが想定されます。

## Ⅱ-4 新型インフルエンザ等対策実施上の留意点

### 1 国、県等との連携協力

国、県、指定地方公共機関等と相互に連携協力し、新型インフルエンザ等発生に備え、また発生した時に、特措法その他の法令及び国や県が示す方針や指針等に基づき、新型インフルエンザ等対策の的確かつ迅速な実施に万全を期します。

### 2 基本的人権の尊重

- ・新型インフルエンザ等対策の実施にあたっては、基本的人権を尊重します。
- ・感染拡大防止等を図るうえで、市民の権利と自由に制限を加える場合は、必要最小限のものとし、その際には、市民に対して十分説明し、理解を得ることを基本とします。

### 3 危機管理としての特措法の性格

特措法は、万一の場合の危機管理のための制度であって、緊急事態に備えて様々な措置を講じることができるよう制度設計されています。

しかし、新型インフルエンザ等が発生したとしても、病原性の程度や、抗インフルエンザウイルス薬等の対策が有効であることなどにより、新型インフルエンザ等緊急事態の措置を講じる必要がないこともありえと考えられ、どのような場合でもこれらの措置を講じるというものではないことに留意します。

### 4 関係機関相互の連携協力の確保

桑名市新型インフルエンザ等対策本部（以下「市対策本部」という。）は、政府対策本部、県対策本部との相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進します。

### 5 記録の作成・保存

対策の実施に係る記録を作成・保存し、公表します。

## Ⅱ－５ 発生段階

新型インフルエンザ等の対策の実施にあたっては、発生の状況に応じて切れ目なく的確に対策をとる必要があることから、事前に準備を進め、状況の変化に即応して迅速に意思決定を行うことができるよう、あらかじめ発生段階を設け、各段階で想定される状況とその対策を定めることとします。

政府行動計画では、新型インフルエンザ等が発生する前から、海外での発生、国内での発生早期、感染期、そして小康状態に至るまでを、実情に応じて5つの発生段階に分類しています。

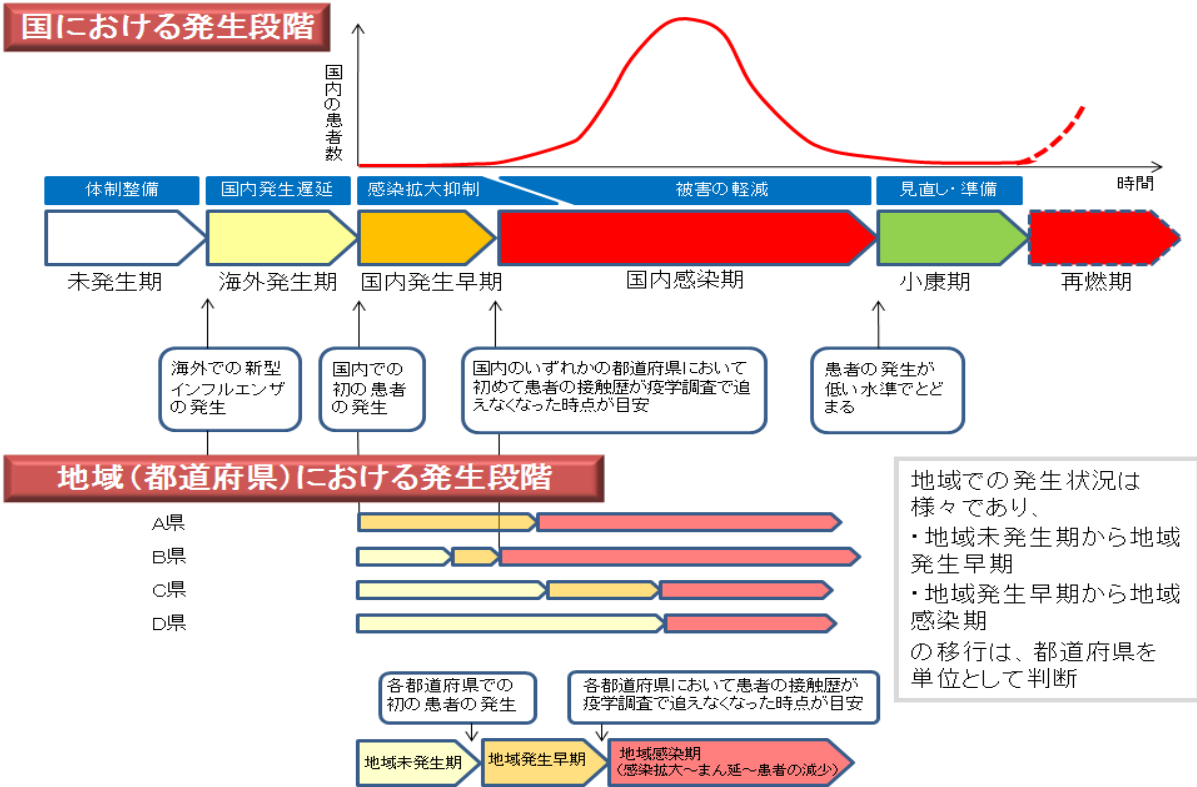
一方で、各地域における発生状況は様々であり、その状況に応じて柔軟に対応する必要があることから、県行動計画では、発生段階を次の5段階に決めました。その移行については、県内での発生状況等を踏まえて、県が判断することとされています。

なお、各段階の期間は極めて短期間となる可能性があり、また、必ずしも、段階どおりに進行するとは限らないことに留意します。

国の発生段階	状態		県の発生段階
未発生期	新型インフルエンザ等が発生していない状態		未発生期
海外発生期	海外で新型インフルエンザ等が発生した状態		
国内発生早期	国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態	県内で新型インフルエンザ等が発生していない状態	県内未発生期
		県内で患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態	県内発生早期
国内感染期	国内のいずれかの都道府県で、新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態	県内で患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態	県内感染期
小康期	患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態		小康期



〈 国及び地域における発生段階 〉



## Ⅱ－6 新型インフルエンザ等対策推進のための役割分担

新型インフルエンザ等対策を推進するにあたっての関係機関等の基本的な役割を以下のとおりとします。

### 1 国の役割

新型インフルエンザ等が発生したときは、自ら新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、地方公共団体及び指定公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体としての体制を整備する責務を有します。

### 2 県の役割

特措法等に基づく措置の実施主体として、国が定める基本的対処方針に基づき、地域医療体制の確保やまん延防止に関し迅速かつ的確な対応を行います。

そのため、発生前においては、三重県新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「県行動計画」という。）の作成・見直しを行うとともに、行動計画、指定地方公共機関の業務計画の作成・見直し等を支援し、新型インフルエンザ等の発生に備えた準備を推進します。発生時においては、市町、指定地方公共機関等と連携協力しながら対策を推進します。

### 3 市の役割

市は、市民に最も近い行政単位であり、国が定める基本的対処方針等に基づき対策を実施します。

### 4 医療機関の役割

新型インフルエンザ等による健康被害を最小限にとどめる観点から、医療機関は、新型インフルエンザ等の発生前から医療体制の確保等を図ります。

また、新型インフルエンザ等の発生時においても、医療提供を確保するため、新型インフルエンザ等患者の診療体制の確立に努めます。

### 5 登録事業者

特措法第28条に規定する特定接種の対象となる医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者（以下「登録事業者」という。）については、新型インフルエンザ等の発生時においても最低限の国民生活を維持する観点から、発生前から職場における感染対策の実施や重要業務の事業継続などの準備を積極的に行いま

す。

## 6 一般の事業者

一般の事業者については、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染対策を行います。また、新型インフルエンザ等の発生時には、感染防止の観点から、劇場、遊興施設、百貨店等多数の市民が集まる事業を行う事業者については、感染防止のための措置を徹底します。

## 7 市民

普段から、国や県が新型インフルエンザ等に関して発信する情報に留意するとともに、季節性インフルエンザにおいても行っている手洗い、うがい、マスク着用、咳エチケット等の個人における感染対策を実践します。また、発生時に備えて、各自食料品・生活必需品等の備蓄を行います。さらに、発生時には、発生状況や実施されている予防接種などの対策等についての情報に留意し、感染拡大を抑えるための個人における対策を実施します。

### Ⅱ-7 予防接種について

#### 1 ワクチン接種の効果

ワクチンを接種し、個人の発症や重症化を防ぎ、受診患者数を減少させ、入院患者数を減少させることにより、医療の提供が可能な範囲内に収めるよう努めることで、新型インフルエンザ等による健康被害や社会・経済活動への影響を最小限にとどめることにつながります。

#### 2 特定接種

##### (1) 特定接種とは

特措法第28条に基づき、政府対策本部長が「医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため」緊急に必要があると認めるときに、臨時に予防接種を行います。特定接種の対象は、以下の者とされています。

- ① 登録事業者の業務に従事する者
- ② 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員

### ③ 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員

#### (2) 特定接種の接種体制

登録事業者の特定接種対象者及び新型インフルエンザ等対策に携わる国家公務員については、国を実施主体とし、新型インフルエンザ等対策に携わる地方公務員については、その所属する県又は市町を実施主体として、原則として集団的接種により接種を実施します。そのため、接種が円滑に行えるよう、未発生期から接種体制の構築を図ります。

### 3 住民接種

#### (1) 住民接種とは

##### ① 種類

緊急事態宣言が行われている場合については、市は、特措法第46条に基づき、予防接種法第6条第1項の規定（臨時の予防接種）による予防接種を行います。

一方、緊急事態宣言が行われていない場合については、市は、予防接種法第6条第3項の規定（新臨時接種）に基づく接種を行います。接種費用は、原則接種者負担で実施します。（経済的理由により接種費用を負担することができないと認めた者に対し接種費用の減免措置を行うことがあります。）

##### ② 対象者の区分

住民接種の接種順位については、以下の4つのグループに分類するとともに、状況に応じた接種順位とすることを基本として国が決定します。

ア 医学的ハイリスク者：呼吸器疾患、心臓血管系疾患を有する者等、発症することにより重症化するリスクが高いと考えられる者

- ・基礎疾患を有する者

- ・妊婦

イ 小児（1歳未満の小児の保護者及び身体的な理由により予防接種が受けられない小児の保護者を含む。）

ウ 成人・若年者

エ 高齢者：ウイルスに感染することによって重症化するリスクが高いと考えられるグループ（65歳以上の者）

### ③ 接種順位の考え方

接種順位については、新型インフルエンザ等による重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置いた考え方、我が国の将来を守ることに重点を置いた考え方、これらの考え方を併せた考え方などがあり、それぞれについて以下のような基本的な考え方を踏まえ、国が決定します。

ア 重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置いた考え方

(ア) 成人・若年者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザ等の場合  
(医学的ハイリスク者>成人・若年者>小児>高齢者の順で重症化しやすいと仮定)

i 医学的ハイリスク者 ii 成人・若年者 iii 小児 iv 高齢者

(イ) 高齢者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザ等の場合  
(医学的ハイリスク者>高齢者>小児>成人・若年者の順で重症化しやすいと仮定)

i 医学的ハイリスク者 ii 高齢者 iii 小児 iv 成人・若年者

イ 我が国の将来を守ることに重点を置いた考え方

(ア) 成人・若年者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザ等の場合  
(医学的ハイリスク者>成人・若年者>高齢者の順で重症化しやすいと仮定)

i 小児 ii 医学的ハイリスク者 iii 成人・若年者 iv 高齢者

(イ) 高齢者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザ等の場合  
(医学的ハイリスク者>高齢者>成人・若年者の順で重症化しやすいと仮定)

i 小児 ii 医学的ハイリスク者 iii 高齢者 iv 成人・若年者

ウ 重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置きつつ、あわせて我が国の将来を守ることに重点を置く考え方

(ア) 成人・若年者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザ等の場合  
(成人・若年者>小児>高齢者の順で重症化しやすいと仮定)

i 医学的ハイリスク者 ii 小児 iii 成人・若年者 iv 高齢者

(イ) 高齢者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザ等の場合  
(高齢者>成人・若年者の順で重症化しやすいと仮定)

i 医学的ハイリスク者 ii 小児 iii 高齢者 iv 成人・若年者

## (2) 住民接種の接種体制

### ① 未発生期における接種体制の構築

ア 住民接種については、原則として集団的接種により接種を実施します。そのため、県と連携し、接種が円滑に行えるよう接種体制を構築します。

イ 市内の人口データ等を参考にワクチンの需要量を算出しておくなど、住民接種のシミュレーションを行います。

ウ 市は、ワクチン接種の円滑な実施が可能となるよう、以下の事項などに留意し、市医師会等と連携のうえ、接種体制を構築します。

- ・医師、看護師、受付担当者等の医療従事者等の確保
- ・接種場所の確保
- ・接種に要する器具等の確保
- ・接種に関する市民への周知方法（予約方法等）

### ② 接種対象者

原則として市の区域に居住する者を対象者とします。なお、市内に所在する医療機関に勤務する医療従事者及び入院患者等に対しても、接種をする場合があります。

### ③ 医療従事者の確保

市は、県及び市医師会等の協力を得て、医療従事者の確保を図ります。

### ④ 接種場所の確保

市は、保健所、国及び県と連携して、公的な施設を活用するか、医療機関に委託すること等により接種場所を確保します。

(参考：住民接種の比較)

	パンデミックワクチン		平成21年度の新型インフルエンザワクチン接種事業
	緊急事態宣言有り	緊急事態宣言無し	
考え方	○病原性の非常に高いおそれがある新型インフルエンザ等の発生により、国民の生命及び健康並びに国民生活及び国民経済が著しい混乱に陥るような状況を回避するため。	○病原性の高くない新型インフルエンザの発生時に、発病や重症化防止を図るため。	○死亡者や重症者の発生をできる限り減らすこと及びそのために必要な医療を確保するため。
対象者	全国民		全国民
特措法上の位置づけ	第46条 (住民に対する予防接種)		
予防接種法上の位置づけ	臨時接種(第6条第1項)	新臨時接種(第6条第3項) ※平成23年7月施行	
実施主体	市町村		国
接種費用	公費負担	自己負担	自己負担
接種方式	原則として集団的接種		原則として個別接種
接種体制の構築	原則として学校、保健センター等公的施設で接種		原則として医療機関に委託
	医療従事者、入院中の患者等は、医療機関で実施		原則として医療機関で接種
予約	原則として市町村で一元化して予約		各医療機関で予約
供給体制	政府が保有するもしくは購入したワクチンの流通を都道府県ごとに管理。		
	原則10mlバイアル(一部1mlバイアルによる供給あり)		原則1mlバイアル(供給開始時は、10mlバイアルによる供給あり)

## II-8 行動計画の主要6項目について

新型インフルエンザ等対策の2つの主たる目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する」及び「市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるようにする」を達成するため、以下の6項目に分けて計画を立案しています。各項目の対策については、発生段階ごとに記述しますが、横断的な留意点等については、以下のとおりとします。

### 1 実施体制

#### (1) 考え方

- ・全庁的な危機管理の問題として取り組みます。
- ・国、県、事業者等と相互に連携を図り、一体となった取組を行います。

(2) 全庁的な取組

- ・ 新型インフルエンザ等が発生する前において、「新型インフルエンザ等対策連絡会議」の枠組み等を通じ、事前準備の進捗を確認し、関係部局間等の連携を確保しながら、全庁一体となった取組を推進します。
- ・ 関係部局においては、県や事業者との連携を強化し、発生時に備えた準備を進めます。

(3) 桑名市新型インフルエンザ等対策本部

- ・ 政府により新型インフルエンザ等緊急事態宣言が行われた場合には、直ちに市対策本部を設置し、新型インフルエンザ等対策を迅速かつ総合的に推進し、市民の健康被害を防止及び社会機能維持を図ります。
- ・ 特措法に基づき必要な措置を講じます。

① 構成

対策本部	対策連絡会議	対策幹事会
本部長：市長 副本部長：副市長 本部員：統括監兼市長公室長 理事 (防災・危機管理担当) 教育長 消防長 各部長 各局長 本部長が必要と認める者	議長：保健福祉部長 副議長：理事 (防災・危機管理担当) 構成員：関係各部長 事務局：保健医療課 防災・危機管理課	議長：保健医療課長 副議長：防災・危機管理課長 構成員：関係各課長 事務局：保健医療課 防災・危機管理課

② 所管事項

- ・ 新型インフルエンザ等発生動向の把握に関すること。
- ・ 県内における新型インフルエンザ等の感染拡大抑制対策と予防対策に関すること。
- ・ 県内における新型インフルエンザ等に関する適切な医療の提供に関すること。



- ・ 県内発生時における社会機能維持に関すること。
- ・ 国、県、関係機関との連絡調整に関すること。
- ・ その他対策本部の設置目的を達成するために必要なこと。

#### (4) 有識者からの意見聴取

幅広い分野にまたがる専門的知見を踏まえた新型インフルエンザ等対策を進めるため、医療機関の代表者並びに医学・公衆衛生、法律、市民生活・市民経済等を含む幅広い分野の専門家等に発生時における対応等に関して意見を聴きます。

桑名市新型インフルエンザ等対策本部 分掌事務

部	部長	班	構成	各部の主な分掌事務
統括部	理事(防災・危機管理担当)	統括班	防災・危機管理課 保健医療課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新型インフルエンザ等対策に関する事</li> <li>・ 市対策本部の設置及び廃止に関する事</li> <li>・ 感染対策の総合調整に関する事</li> <li>・ 国、県等関係機関との連絡調整に関する事</li> <li>・ 県対策本部との連絡調整に関する事</li> <li>・ 各部、各班との連絡調整に関する事</li> <li>・ 部内および他部への応援に関する事</li> <li>・ 所管施設の感染症対策に関する事</li> </ul>
公室部	統括監兼市長 公室長	秘書広報班	秘書広報課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本部長及び副本部長の秘書及び渉外に関する事</li> <li>・ 本部長命令の伝達に関する事</li> <li>・ 広報広聴活動に関する事</li> <li>・ 報道機関との連絡に関する事</li> <li>・ 住民に対する感染情報等の伝達に関する事</li> <li>・ 所管施設の感染症対策に関する事</li> </ul>
		文化財班	ブランド推進課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 文化施設の感染症対策に関する事</li> </ul>
		人事班	人事課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 職員の招集及び配置に関する事</li> <li>・ 職員の健康管理及び公務災害給付に関する事</li> </ul>
		政策班	政策創造課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国、県等に対する陳情、要望に関する事</li> <li>・ 部内及び他部への応援に関する事</li> <li>・ 情報システムの維持・管理に関する事</li> </ul>
総務部	総務部長	総務班	総務課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 部内及び他部への応援に関する事</li> <li>・ 車両等の借上げ及び配車に関する事</li> <li>・ 本庁舎の感染症対策に関する事</li> </ul>
		財政班	財政課 契約監理課 会計管理室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 感染対策関係費の予算に関する事</li> <li>・ 感染対策関係費の経理に関する事</li> <li>・ 緊急物資の調達及び配布に関する事</li> <li>・ 車両等の借り上げ及び配車に関する事</li> </ul>
		調査班	税務課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 課税措置等に関する事</li> </ul>
市民環境部	市民環境部長 (地域コミュニティ局長)	食料班	戸籍・住民登録課 人権政策課 人権センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 食糧の調達・供給に関する事</li> <li>・ 備蓄食糧の保管管理に関する事</li> <li>・ 部内及び他部への応援に関する事</li> </ul>
		調査班	地域コミュニティ課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 住民に対する感染防止策等の伝達に関する事</li> <li>・ 部内及び他部への応援に関する事</li> <li>・ 自治会組織等との連絡調整に関する事</li> <li>・ 所管施設の感染症対策に関する事</li> </ul>
		避難救護班	生涯学習・スポーツ課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 所管施設の感染症対策に関する事</li> </ul>
		環境班	環境政策課 廃棄物対策課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 衛生環境の調査及び応急対策に関する事</li> <li>・ 消毒及び防疫に関する事</li> <li>・ 廃棄物の処理・処分に関する事</li> <li>・ 火葬(埋葬)処理に関する事</li> <li>・ 所管施設の感染症対策に関する事</li> </ul>
産業振興部	産業振興部長	商工観光班	商工課 観光文化課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 商工業関係団体への事業縮小要請に関する事</li> <li>・ 商工業者等の感染状況の把握に関する事</li> <li>・ 部内及び他部への応援に関する事</li> <li>・ 所管施設の感染症対策に関する事</li> </ul>
		農林・水産班	農林水産課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 農林水産業者の感染状況の把握に関する事</li> <li>・ 家畜等の感染状況の把握に関する事</li> <li>・ 家畜等の伝染病予防に関する事</li> <li>・ 所管施設の感染症対策に関する事</li> </ul>

救助部	保健福祉部長 (子ども未来局長)	救護班	福祉総務課	<ul style="list-style-type: none"> <li>生活困窮者の救援に関する事</li> <li>遺体の処理に関する事</li> <li>部内及び他部への応援に関する事</li> <li>所管施設の感染症対策に関する事</li> </ul>
		医療班	保健医療課 コロナワクチン接種課	<ul style="list-style-type: none"> <li>予防接種に関する事</li> <li>県、医師会等医療関係機関との連絡調整に関する事</li> <li>感染状況、受診情報等医療情報の周知に関する事</li> <li>医療、寝具、日用品の調達及び配布に関する事</li> </ul>
		要支援班	障害福祉課 介護高齢課 子ども未来課 子育て支援課	<ul style="list-style-type: none"> <li>障害・介護・児童福祉施設等入居者の感染状況の把握に関する事</li> <li>予防接種に関する事</li> <li>保育園等の登園に関する事</li> <li>所管施設の感染症対策に関する事</li> </ul>
連絡部	議会議務局長	連絡班	議会議務局 監査委員事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>議員への情報伝達及び対応に関する事</li> <li>部内及び他部への応援に関する事</li> </ul>
復旧部	都市整備部長	土木班	土木課 アセットマネジメント課	<ul style="list-style-type: none"> <li>通行制限、迂回路等交通対策に関する事</li> <li>河川における異常の警戒に関する事</li> <li>所管施設の感染症対策に関する事</li> </ul>
		都市整備班	都市整備課 駅周辺整備課 桑名駅西整備事務所	<ul style="list-style-type: none"> <li>公園における異常の警戒に関する事</li> </ul>
		建築住宅班	都市管理課 財政課	<ul style="list-style-type: none"> <li>公営住宅居住者の感染状況の把握に関する事</li> <li>部内及び他部への応援に関する事</li> </ul>
避難救護部	教育長 教育部長	避難救護班	教育総務課 学校支援課 人権教育課	<ul style="list-style-type: none"> <li>部内及び他部への応援に関する事</li> <li>小・中学校等の休業措置及び応急教育に関する事</li> <li>生徒等の感染防止等安全対策に関する事</li> <li>学校の保健衛生に関する事</li> <li>県教育委員会との連絡調整に関する事</li> </ul>
上下水道部	上下水道部長	資材班	企画総務課	<ul style="list-style-type: none"> <li>部内及び他部への応援に関する事</li> </ul>
		給水班	営業課	<ul style="list-style-type: none"> <li>飲料水の給水情報の市民への周知に関する事</li> </ul>
		復旧班	水道課 下水道課	<ul style="list-style-type: none"> <li>飲料水の給水確保に関する事</li> <li>所管施設の感染症対策に関する事</li> </ul>
消防部	消防長	総務班	総務課	<ul style="list-style-type: none"> <li>救護活動の指示統括に関する事</li> <li>関係機関等への報告並びに情報提供に関する事</li> <li>市対策本部及び関係機関等との連絡調整に関する事</li> <li>資機材等の確保及び配分に関する事</li> <li>部内の応援体制等の連絡調整に関する事</li> </ul>
		消防班	消防救急課	<ul style="list-style-type: none"> <li>感染状況等の情報収集に関する事</li> <li>緊急援助隊の応援要請及び対応に関する事</li> <li>感染者の救護活動の支援に関する事</li> <li>応急救護所の設置等に関する事</li> <li>部隊の運用及び編成に関する事</li> </ul>
		予防班	予防課	<ul style="list-style-type: none"> <li>救護活動の調査及び記録に関する事</li> <li>燃料及び資機材の補給調達に関する事</li> <li>感染者の救護活動の支援に関する事</li> </ul>
		通信指令班	通信指令課	<ul style="list-style-type: none"> <li>出動指令に関する事</li> <li>部隊の指揮命令の伝達及び通信記録に関する事</li> </ul>
		警防班	消防署各分署	<ul style="list-style-type: none"> <li>現場部隊の運用に関する事</li> <li>感染者の救護・搬送及び状況の報告に関する事</li> </ul>

## 2 サーベイランス・情報収集

### (1) 考え方

- ・ 新型インフルエンザ等対策を適時適切に実施するためには、新型インフルエンザ等に関する様々な情報を体系的に収集・分析して判断につなげるとともに、その結果を関係者や市民に迅速かつ定期的に還元することが重要です。
- ・ 新感染症が発生した場合は、国及び県等からの要請に応じ、県内のサーベイランス体制の構築等に協力します。

### (2) 海外で発生した段階から県内の患者数が少ない段階

- ・ 県では、患者の全数把握等のサーベイランス体制の強化を図り、患者の臨床像等の特徴を把握するため、積極的な情報収集・分析を行います。
- ・ 市は、県等と連携してこれらの情報を積極的に収集するとともに、国及び県等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力します。

### (3) 県内の患者数が増加し、新型インフルエンザ等の特徴や患者の臨床像等の情報が蓄積された段階

- ・ 県では、患者の全数把握の意義が低下し、医療機関等の負担も過大となることから、入院患者及び死亡者に限定した情報収集に切り替えます。
- ・ 市は、県等と連携してこれらの情報を積極的に収集するとともに、国及び県等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力します。

### (4) 活用

- ・ サーベイランスにより把握された流行の開始時期や規模等の情報は、市における体制整備等に活用します。

### (5) 鳥、豚類におけるインフルエンザウイルス等のサーベイランス

- ・ 県では、これらの動物の間での発生の動向を把握します。
- ・ 市は、県等と連携してこれらの情報を積極的に収集するとともに、国及び県等からの

要請に応じ、その取組等に適宜、協力します。

### 3 情報提供・共有

#### (1) 目的

- ・国家の危機管理に関わる重要な課題という共通の理解の下に、国、県、市、医療機関、事業者、市民の各々が役割を認識し、十分な情報を基に適切に判断、行動するため、対策の全ての段階、分野において、国、県、市、医療機関、事業者、市民の間でのコミュニケーションが必須です。
- ・適切な情報提供を行い、新型インフルエンザ等に関する周知を図り、納得してもらうことによって、いざ発生した時に市民が正しく行動することができます。

#### (2) 情報提供手段の確保

- ・市民が情報を受け取る媒体や情報の受け取り方が千差万別であるため、外国人、障害者など情報が届きにくい人にも配慮し、インターネットを含めた多様な媒体を用いて、理解しやすい内容で、できる限り迅速に情報提供を行います。

#### (3) 発生前における市民等への情報提供

- ・新型インフルエンザ等の予防及びまん延の防止に関する情報や様々な調査研究の結果などについて、県等と連携して情報提供します。
- ・学校は、集団感染が発生するなど、地域における感染拡大の起点となりやすいことから、感染症や公衆衛生について児童、生徒等に丁寧に情報提供します。

#### (4) 発生時における市民等への情報提供及び共有

##### ① 発生時の情報提供

- ・発生段階に応じて、国内外の発生状況、対策の内容及び対策の決定プロセス（科学的知見を踏まえてどのような事項を考慮してどのように判断がなされたのか等）や、対策の実施主体等を明確にしながら、患者等の人権にも配慮し、迅速かつ分かりやすい情報提供を行います。
- ・テレビ、新聞等のマスメディアの役割が重要であり、その協力が不可欠であることか

ら、個人情報の保護と公益性に十分配慮して情報を提供します。

- ・ 誤った情報が出た場合は、風評被害を考慮し、個々に打ち消す情報を発信します。
- ・ 媒体の活用に加え、市から直接、市民に対する情報提供を行う手段として、ホームページ、ソーシャルネットワークサービス（SNS）等を活用します。

#### (5) 情報提供体制

- ・ 提供する情報の内容について、統一を図ることが重要であり、情報を集約して一元的に発信することに努めます。必要に応じ、地域において市民の不安等に応えるための説明の手段を講じます。

## 4 予防・まん延防止

### (1) 考え方

- ・流行のピークをできるだけ遅らせ、体制整備を図るための時間を確保します。
- ・流行のピーク時の受診患者数を減少させて、入院患者数を最小限にとどめ、医療体制が対応可能な範囲に収めます。
- ・まん延防止対策には、個人の行動を制限する面や社会・経済活動に影響を与える面もあることを踏まえ、対策の効果と影響とを総合的に勘案し、実施する対策の決定及び実施している対策の縮小・中止を行います。

### (2) 主なまん延防止対策

#### ① 個人における対策

- ・県では、県内における発生の初期の段階から、新型インフルエンザ等の患者に対する入院措置や、患者の同居者等の濃厚接触者に対する感染拡大防止対策等の措置を行います。市は、県等からの要請に応じ、その取組等に適宜協力します。
- ・マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避けること等の基本的な感染対策を実践するよう促します。
- ・県では、必要に応じ、不要不急の外出の自粛要請等を行います。市は、県等からの要請に応じ、その取組等に適宜協力します。

#### ② 地域・職場における対策

- ・県内における発生の初期の段階から、季節性インフルエンザ等対策として実施されている感染対策をより強化して実施します。
- ・県では、必要に応じ、施設の使用制限の要請等を行います。市は、県等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力します。

#### ③ その他

- ・海外で発生した際、国や県が行う検疫等の水際対策に関して、県等からの要請に応じ

て、帰国者の健康観察等に協力します。

## **5 医療**

### (1) 県の対策への協力

- ・市は、県等からの要請に応じ、その対策等に適宜協力します。

## **6 市民生活及び市民経済の安定の確保**

新型インフルエンザ等の対策には、個人の行動及び社会経済活動に影響を与える面があることに留意し、対策の効果と影響とを総合的に勘案して、実施する対策の決定及び実施している対策の縮小・中止を行います。



### Ⅲ 各段階における対策

行動計画では、新型インフルエンザ等の発生段階毎に実施する対策を記載しますが、実際の対策実施時期はウイルスの病原性・感染力等により行動計画の想定とは一致しない可能性があることから、段階はあくまで目安とします。

また、行動計画には、病原性・感染力等が高い場合にも対応できるよう、強力な措置を含め対策を記載しますが、実際には、病原性・感染力等のウイルスの特徴、対策の有効性、実行可能性、患者等の人権、社会・経済活動への影響等を総合的に勘案し、柔軟に実施します。

### Ⅲ－１ 未発生期

#### 予想される状況

- ・ 新型インフルエンザ等が発生していない状態。
- ・ 海外において、鳥、豚類等の動物のインフルエンザウイルス等が人に感染する例が散発的に発生しているが、人から人への持続的な感染はみられていない状態。

#### 対策の目標

発生に備えて体制の整備を行います。

#### 対策

- ・ 行動計画を作成し、必要に応じ見直しを行います。
- ・ 行動計画を踏まえ、市民への予防接種体制を整備します。
- ・ 新型インフルエンザ等が発生した場合の対策等に関し、市民に継続的な情報提供を行います。

## 1 実施体制

### (1) 行動計画の作成

市は、特措法の規定に基づき、発生前から行動計画を策定し、必要に応じて見直しを行います。

### (2) 発生に備えた体制整備

市は、桑名市新型インフルエンザ等対策連絡会議の枠組みを通じ、新型インフルエンザ対策推進体制を整備します。

## 2 情報提供・共有

- ・ 市は、市民からの一般的な相談に応じるため、相談窓口を設置する準備を行います。
- ・ 市は、市民、事業者に対し、新型インフルエンザ等に関する基本的な情報や手洗い、うがい、マスク着用、咳エチケット等の感染対策について、継続的に情報提供を行います。

## 3 予防・まん延防止

## (1) 対策実施のための準備

市は、学校、事業者等と連携し、手洗い、うがい、マスク着用、咳エチケット、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及及び理解促進を図ります。

## (2) 予防接種

### ① 特定接種

- ・市は、国が事業者に対して行う特定接種に係る登録作業の周知に協力します。
- ・市は、国が行う事業者からの登録申請の受付に協力します。
- ・市は、集団的接種を原則として、特定接種の対象となる職員に対する接種体制を構築します。

### ② 住民接種

市は、県と連携して、特措法第46条又は予防接種法第6条第3項に基づき、市内に居住する者に対するワクチン接種を速やかに行うことができるよう体制を整備します。

また、県、市医師会、事業者等と協力し、国が示す接種体制についての具体的なモデルを参考に、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種場所、接種の時期の周知、予約方法等、接種の具体的な実施方法について、具体的な検討・準備を進めます。

なお、円滑な接種の実施が可能となるよう、以下の事項に留意し、市医師会等と連携のうえ、接種体制についても構築します。

- ・医師、看護師、受付担当者等の医療従事者等の確保
- ・接種場所の確保
- ・接種に要する器具等の確保
- ・接種に関する市民への周知方法（予約方法等）

### ③ 情報提供

市は、ワクチンの役割や、接種体制、接種対象者などの基本的な情報を市民に提供し、住民接種に関する理解促進を図ります。

## 4 市民生活及び市民経済の安定の確保

### (1) 要支援者への生活支援

市は、県内感染期における高齢者、障害者等の要支援者への生活支援等を推進します。

### (2) 火葬能力等の把握

市は、県が整備した火葬体制を踏まえて、火葬の適切な実施ができるよう調整を行います。

### (3) 物資及び資材の整備

市は、新型インフルエンザ等対策の実施に必要な物資及び資材の整備に努めます。

## Ⅲ－２ 県内未発生期

### 予想される状況

- ・国内外のいずれかで新型インフルエンザ等が発生している状態。
- ・県内では患者は発生していない状態。

### 対策の目標

- ・県内発生に備えて体制の整備を行います。

### 対策

- ・国内外の発生状況について注意喚起するとともに、引き続き、市民等に県内発生した場合の対策についての的確な情報提供を行います。
- ・住民接種の早期実施に向けて準備を進め、体制が整った場合はできるだけ速やかに実施します。

## 1 実施体制

### (1) 市対策本部の設置

市は、行動計画に基づき、必要に応じて、市対策本部等を設置し、必要な対策の決定・実施に努めます。

## 2 情報提供・共有

### (1) 情報提供

市は、必要に応じて相談窓口を設置し、市民に対して情報を提供します。

## 3 予防・まん延防止

### (1) 市内でのまん延防止対策

市は、市民等に対し、手洗い、うがい、マスク着用、咳エチケット等の基本的な感染対策を勧奨します。

### (2) 予防接種

## ① 特定接種

市は、国、県と連携し、対象職員に対して、集団的接種を行うことを基本に、本人の同意を得て特定接種を行います。

## ② 住民接種

市は、国が予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種の実施を決定し、接種順位を決定した場合、ワクチンの供給が可能になり次第、接種を開始します。

市は、接種の実施にあたり、国及び県と連携して、公的な施設を活用するか、医療機関に委託すること等により接種場所を確保し、原則として、市内に居住する者を対象に集団的接種を行います。

## ③ 情報提供

市は、ワクチンの役割や、接種体制、接種対象者などの基本的な情報を市民に提供し、住民接種に関する理解促進を図ります。

# 4 市民生活及び市民経済の安定の確保

## (1) 要支援者への生活支援

市は、県内感染期における高齢者、障害者等の要支援者への生活支援等を推進します。

## (2) 火葬能力等の把握

市は、県が整備した火葬体制を踏まえて、火葬の適切な実施ができるよう調整を行います。

## (3) 物資及び資材の整備

市は、新型インフルエンザ等対策の実施に必要な物資及び資材の整備に努めます。

### Ⅲ－３ 県内発生早期

#### 予想される状況

- ・県内において患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態。
- ・国は緊急事態宣言を行う場合がある。

#### 対策の目標

- ・市内での感染拡大をできる限り抑えます。
- ・患者に適切な医療を提供します。

#### 対策

- ・県と連携し医療体制や感染対策について周知し、市民への積極的な情報提供を行います。
- ・県内感染期に備えて、市民生活及び市民経済の安定の確保のための準備等、感染拡大に備えた体制の整備に努めます。
- ・住民接種を早期に実施できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合はできるだけ速やかに実施します。

## 1 実施体制

### (1) 市対策本部の設置

市は、政府及び県対策本部が設置された場合、速やかに市対策本部を設置し、必要な対策の決定・実施に努めます。

## 2 情報提供・共有

### (1) 情報提供

市は、相談窓口を設置している場合、相談窓口の拡充（時間延長等）を検討します。

## 3 予防・まん延防止

### (1) 市内でのまん延防止対策

市は、市民等に対し、手洗い、うがい、マスク着用、咳エチケット等の感染対策を強く推奨します。

### (2) 予防接種

## ① 住民接種

市は、国が予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種の実施を決定し、接種順位を決定した場合、ワクチン接種が可能になり次第、住民接種を開始します。

## ② 生活関連物資等の価格の安定等

市は、県及び国と連携し、市民生活及び市民経済の安定のために、生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰及び買占めが生じないように、必要に応じ、対策を講じます。

市は、接種の実施にあたり、県及び国と連携して、公的な施設を活用するか、医療機関に委託すること等により接種会場を確保し、原則として、市内に居住する者を対象に集団的接種を行います。

## ② 緊急事態宣言がなされている場合の住民接種

市は、緊急事態宣言がなされている場合の市民に対する予防接種については、基本的対処方針の変更を踏まえ、特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を実施します。

# 4 市民生活及び市民経済の安定の確保

## (1) 遺体の火葬・安置

市は、県の要請を受けて、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保の準備に努めます。

## (2) 緊急事態宣言がなされている場合の措置

### ① 水の安定供給

市は、新型インフルエンザ等緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置の実施に努めます。



### Ⅲ－４ 県内感染期

#### 予想される状況

- ・ 県内において患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態。
- ・ 感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含む。
- ・ 国は緊急事態宣言を行う場合がある。

#### 対策の目標

- ・ 医療体制を維持し、健康被害を最小限にとどめます。
- ・ 市民生活及び市民経済への影響を最小限にとどめます。

#### 対策

- ・ 対策の主眼を、感染防止から被害軽減に切り替えます。
- ・ 医療体制や感染対策、社会・経済活動の状況等について周知し、積極的な情報提供を行います。
- ・ 受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療体制への負荷を軽減するため、住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、できるだけ速やかに実施します。
- ・ 市民生活及び市民経済の影響を最小限に抑えるため、必要な事業や社会活動等をできる限り継続します。
- ・ 状況の進展に応じて、必要性の低下した対策の縮小・中止を行います。

## 1 実施体制

### (1) 市対策本部の設置

市は、政府及び県対策本部が設置された場合、速やかに市対策本部を設置し、必要な対策の決定・実施に努めます。

## 2 情報提供・共有

### (1) 情報提供

市は、相談窓口を設置している場合、相談窓口の拡充（時間延長等）を検討します。

## 3 予防・まん延防止

### (1) 市内でのまん延防止対策

市は、市民等に対し、手洗い、うがい、マスク着用、咳エチケット等の感染対策を強

く勸奨します。

## (2) 予防接種

### ① 住民接種

市は、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を進めます。

### ② 緊急事態宣言がなされている場合の住民接種

市は、特措法第46条の規定による市民に対する予防接種を進めます。

## 4 市民生活及び市民経済の安定の確保

### (1) 遺体の火葬・安置

市は、引き続き、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保の準備に努めます。

### (2) 緊急事態宣言がなされている場合の措置

#### ① 水の安定供給

市は、新型インフルエンザ等緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置の実施に努めます。

#### ② 生活関連物資等の価格の安定等

市は、県及び国と連携し、市民生活及び市民経済の安定のために、生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格の高騰及び買占め等が生じないように、必要に応じ、対策を講じます。

#### ③ 要支援者への生活支援

市は、国からの要請に応じ、必要に応じて在宅の高齢者、障害者等の要支援者への生活支援等を行います。

#### ④ 埋葬・火葬の特例等

市は、県の要請に応じ、可能な限り火葬炉を稼働させます。

市は、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、県からの要請に応じて、一時的に遺体を安置する施設等の確保に努めます。

### 予想される状況

- ・患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態。
- ・大流行はいったん終息。

### 対策の目標

- ・市民生活及び市民経済の回復を図り、流行の第二波に備えます。

### 対策の考え方

- ・第二波の流行に備えるため、第一波に関する対策の評価を行います。
- ・第一波の終息及び第二波発生の可能性やそれに備える必要性について市民に情報提供するとともに、情報収集の継続により、第二波の発生の早期探知に努めます。
- ・第二波の流行による影響を軽減するため、住民接種を進めます。

## 1 実施体制

### (1) 実施体制

市は、必要に応じて、市対策本部を廃止します。

### (2) 対策の評価・見直し

市は、流行の第二波に備え、必要に応じて行動計画等の見直しを行います。

## 2 情報提供・共有

### (1) 情報提供

市は、県と連携し、必要に応じて、情報提供のあり方等を見直します。

### (2) 情報共有

市は、相談窓口を設置している場合、相談窓口の縮小を検討します。

## 3 予防・まん延防止

### (1) 市内での感染拡大防止策

市は、県内の流行状況等を踏まえつつ、まん延防止対策の中止を検討します。

## (2) 予防接種

### ① 住民接種

市は、流行の第二波に備え、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を進めます。

### ② 緊急事態宣言がなされている場合の住民接種

市は、必要に応じ、県及び国と連携して、流行の第二波に備え、特措法第46条に基づく市民に対する予防接種を進めます。

## 4 市民生活及び市民経済の安定の確保

### (1) 新型インフルエンザ等緊急事態措置の縮小・中止等

市は、県及び国と連携し、県内の状況等を踏まえ、県内感染期で講じた措置を継続し、また、合理性が認められなくなった場合には、新型インフルエンザ等緊急事態措置を縮小・中止します。